

花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

第9次 東神楽町総合計画 【概要版】



花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

「第9次東神楽町総合計画」策定にあたり

東神楽町長 山本進



令和5年に東神楽町は開拓の鍬が下ろされてから130年の記念すべき年を迎えました。現在の笑顔あふれるまちの姿を形づくってきた、先人たちの郷土愛とたゆまぬ努力、英知に改めて深く敬意を表します。

本町は道内屈指の米どころであると同時に、道北の空の玄関口・旭川空港を擁するなど、豊かな自然と便利な暮らしが調和した都市型近郊農村として着実な発展を遂げてきました。

特に昭和30年代に町民のみなさまの運動からはじまった「花のまちづくり」は、美しく快適なまちづくりに大きく寄与するとともに、本町の生き生きとした地域コミュニティを象徴するものとして、今日まで受け継がれています。こうした住みよいまちとしての高い評価を背景に、長年にわたり人口が増加し、令和6年1月には民間調査会社による「街の幸福度自治体ランキング」全国1位に選ばれました。

他方で、昨今私たちの暮らしを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会課題もより一層複雑化するなど、将来の予測が困難になっています。国内では人口減少・少子高齢化が深刻化し、地域経済の低迷や地域コミュニティの希薄化、孤独・孤立などに波及しかねない状況です。世界に目を向けると、地球温暖化や新型コロナウイルスの流行など、さまざまなリスクが浮き彫りになりました。

グローバル化が進む中で、社会潮流の変化による影響は確実に本町にも及んでいます。例えば、まちの人口は近年一貫して総人口が増加してきましたが、令和2年(2020年)国勢調査では減少に転じました。山積する課題にいち早く対応するため、これまでも本町は子育て支援や先進的な予防・健康づくり、ゼロカーボンシティ※宣言、自治体DX※をはじめとする行財政改革などに積極的に取り組んできました。それでもなお、現在のはまちの将来を左右するきわめて重要な局面であります。

このような時代の変化を的確に捉えてまちの持続的発展の礎を築くため、アンケート調査などでいただいた町民のみなさまの声を踏まえ、策定委員会での充実した議論を経て、この程、令和18年度を目標とする「第9次東神楽町総合計画」を策定いたしました。

新しい計画では「東神楽らしさ」「幸福度の高い暮らし」「先進性」「持続可能なまちづくり」の4点をまちづくりの基本的視点とし、今後のまちづくりにおいて目指す将来像として「花と大地と笑顔の東神楽～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～」を掲げています。これは東神楽の特長である豊かな自然と便利な暮らしの調和、地域の連帯感を大切にしながら、将来の見通しが困難な時代であっても暮らしをよりよく、次世代においても持続可能なものとできるよう、町民や行政が一体となって取り組むことを目指すものです。

加えて、新たな計画では、各事業の成果を高め、必要な見直しを確実に実施するため、新たにすべての施策分野の重要業績評価指標(KPI)※を設定するとともに、進捗管理のための体制を整備することとしました。計画の定期的な見直しは4年ごとに行うことを予定していますが、今後も社会の変化や技術の革新などに機敏に対応し、施策を柔軟に実施します。

今後は新たな計画が町民のみなさまとの共通目標、行政運営の指針、そして広域行政への情報発信として確実に推進され、この町に住む一人一人が心身ともに満ち足りて過ごすことができ、末永く「住んでよかった」と思える場所であり続けられるよう、力を尽くしてまいります。また、本町の現在までの発展は、町民のみなさまのさまざまなまちづくり活動への積極的な参加や、公民館・行政区・町内会をはじめとする地域のコミュニティがあってこそ実現されたものです。今後も新たな技術を取り入れながらよりよい行財政運営・財政健全化に取り組むのはもちろん、町民のみなさまと協働しながら、未来に向かってともによりよいまちづくりに取り組むため、さらなるご指導とご支援をお願い申し上げます。

終わりに、町民のみなさま、策定委員の方々はじめ、計画策定にあたりお力添えを頂きました方々に感謝申し上げ、ご挨拶といたします。

令和7年3月

※ゼロカーボンシティ:脱炭素社会に向けて、2050年までにCO₂(二酸化炭素)を排出実質ゼロにすることを旨とする地方自治体

※DX: Digital Transformationの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

※KPI: 計画の進捗を適切に管理し、見直しや改善などを行うために設定する、取組の状況や効果を定量的に測定する指標

花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

CONTENTS

序 論

第1章	計画策定にあたって	3
第2章	まちの特性と課題	4

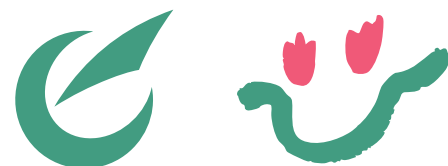
基本構想

第1章	まちの将来像	6
第2章	施策の大綱	7
1	生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり	7
2	将来にわたって活力ある産業のまちづくり	8
3	幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり	9
4	花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり	10
5	快適で便利な誰もが住みたいまちづくり	11
6	つながりでつくり広げる顔の見えるまちづくり	12

重点プロジェクト

第1章	重点プロジェクトについて	13
第2章	重点プロジェクトの展開	14

進捗管理	16
------	----



町章

イメージマーク



東神楽町マスコットキャラクター



東神楽130年記念ロゴ

東神楽町民憲章

わたくしたちは、東神楽町民であることに誇りと責任をもち、
この憲章をかかげて先人の遺業をつぎ、
明るく住みよい郷土をつくることに励みましょう。

- 1 希望をもってたゆまず自分をみがきましょう
- 1 元気で働き豊かな家庭をつくりましょう
- 1 きまりを守り明るい郷土を築きましょう
- 1 いたわりあって楽しい社会をつくりましょう
- 1 感謝の心で自然の恵みをたたえましょう

1. 計画策定の目的

東神楽町（以下、「本町」とします）では、これまで第8次東神楽町総合計画〔平成25年度（2013年）～令和6年度（2024年）〕に基づき、「笑顔あふれる花のまち～みんなで築こう活力ある東神楽～」をまちづくりの基本テーマに掲げ、各分野にわたるさまざまな施策を町民の皆さんとともに積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、策定から時間が経過する中で、わが国では人口減少や少子高齢化がますます進行しており、今後地方の経済や生活、コミュニティが停滞する恐れがあります。また、温暖化などの地球規模の問題が日常生活に深刻かつ多面的な影響を及ぼすことが懸念されているほか、度重なる災害や感染症の流行などにより、安全・安心の重要性なども改めて認識されています。

また、近年継続的に人口が増加してきた本町においても、令和2年（2020年）国勢調査では総人口が減少に転じています。今後は住みたいまちとしての魅力をさらに高めながらも、人口減少局面においていかに地域社会を持続可能なものとするか、町民が心身ともに満たされた状態で生活できるかを模索し、解決策を見出すことが求められています。

変化が激しく、将来の予測が困難な時代にこうした内外の動向に的確に対応し、本町が引き続き魅力あるまちであるためには、町民や地域団体、行政のさらなる協働や、デジタル技術などを積極的に活用した行財政運営の一層の改善を進めながら、小規模自治体のモデルとなるような新しい自治体経営を進めていかなければなりません。このため、新たな時代のまちづくりの方向性を指し示すものとして、第9次東神楽町総合計画を策定します。

2. 総合計画の役割

本計画は、あらゆる行政活動の基本となる自治体の最上位計画であり、以下のような役割を持つ計画として策定します。

役割1



町民みんなの 「まちづくりの共通目標」

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人一人がまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるもの

役割2



東神楽町における 「行政運営の指針」

自治体として自立できる自治体経営の確立に向けて、さまざまな施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行政運営の指針となるもの

役割3



広域行政に対する 「まちの主張・情報発信」

国や道、周辺自治体などの広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を主張・情報発信し、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく基礎となるもの

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実行計画」の3つで構成します。

・基本構想

基本構想は、本町の目指すべき将来像とそれを実現するための基本目標や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、令和7年度（2025年）から令和18年度（2036年）までの12年間とします。

・基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策などを体系的に示すものです。

計画期間は、令和7年度（2025年）から令和10年度（2028年）までを前期、令和11年度（2029年）から令和14年度（2032年）を中期、令和15年度（2033年）から令和18年度（2036年）を後期として策定し、それぞれの期間最終年次実績を点検・評価し、計画の見直しを行います。

・実行計画

実行計画は、基本計画に示された施策を、具体的に実施する事業を定めるものです。事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の中期的な指針となり、財政の健全運営を図るものです。実行計画については、本冊子（基本構想および基本計画）とは別途策定します。



まちの特性

特性
1

北海道第2の都市である旭川市に隣接し、道北の空の玄関口である旭川空港が立地するまち

特性
2

充実した子育て支援や地域ぐるみの健康づくりにより、生涯にわたっていきいきと暮らせるまち

特性
3

豊かな自然環境とともに、半世紀の歴史を誇る「花のまちづくり」の取組など、美しく安心・快適な生活空間を有するまち

特性
4

肥沃な農地を生かし、水稻、ハウス野菜のほか、畑作・畜産など幅広い農業が展開されるまち

特性
5

町民のまちへの愛着や地域での連帯感があり、町民と行政との距離が近い、みんなの顔がみえるまち

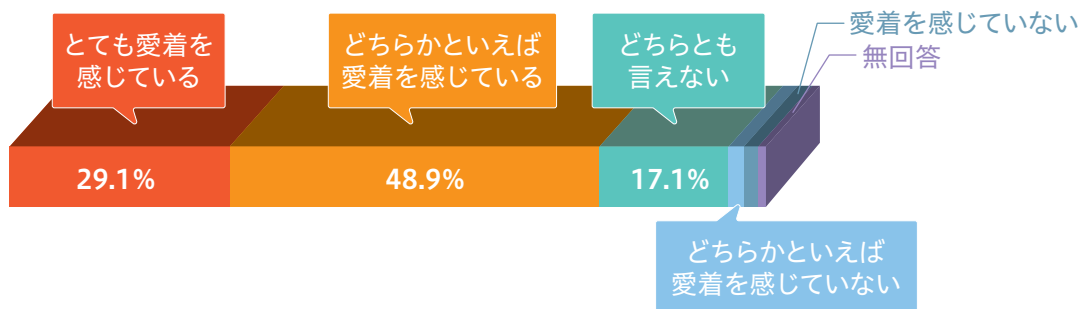
特性
6

人口減少・少子高齢化や地球温暖化など、社会の課題にいち早く対応するまち

町民のまちづくりへの思い

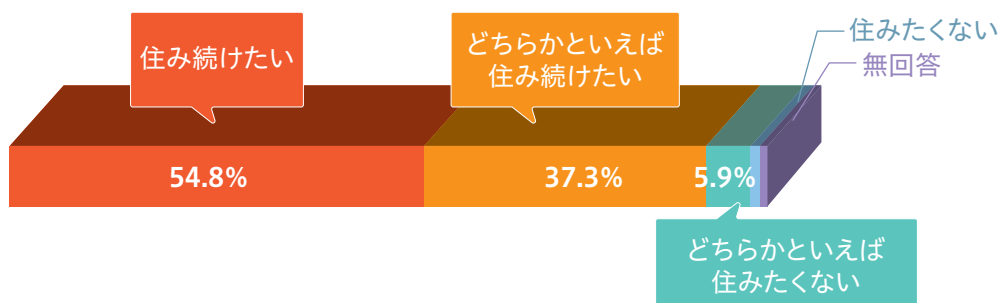
愛着を感じている町民が
78.0%

まちへの愛着度



住み続けたい町民が
92.1%

今後の定住意向



まちを取り巻く時代潮流

潮流1 人口減少・少子高齢化の急速な進行

潮流2 地方の産業・経済の低迷

潮流3 孤独・孤立問題の顕在化や
コミュニティの重要性の高まり

潮流4 公共私が一体となったまちづくりや
広域連携の必要性の増大

潮流5 国際化やデジタル化の進展

潮流6 地球温暖化に対する危機意識の高まり

潮流7 安全・安心への意識の高まり

潮流8 文化芸術・スポーツの価値の再認識



新しいまちづくりで対応すべき課題

課題1

深刻化する少子高齢化に対応した、
保健・医療・福祉・子育て支援体制の一層の
充実と、先進予防型社会の実現

課題2

地域産業の中核を担う農業の持続的発展と
地域資源を生かした観光・交流を柱とした、
地域の魅力の創出と発信

課題3

次代を担う子どもたちの育成と地域文化の
向上に向けた、特色ある教育・文化・スポーツ
活動の推進

課題4

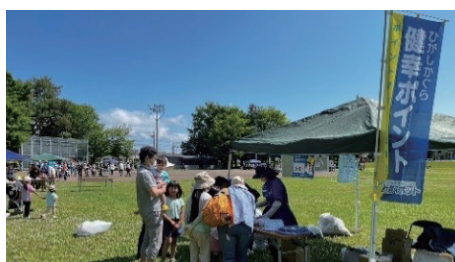
「花のまちづくり」の取組を生かした、だれもが
住みたい安全・快適な住環境の整備と環境に
配慮したまちづくりの推進

課題5

町の立地条件を最大限に生かし、
さらなる発展を見据えた、
便利で快適な生活基盤づくりと更新

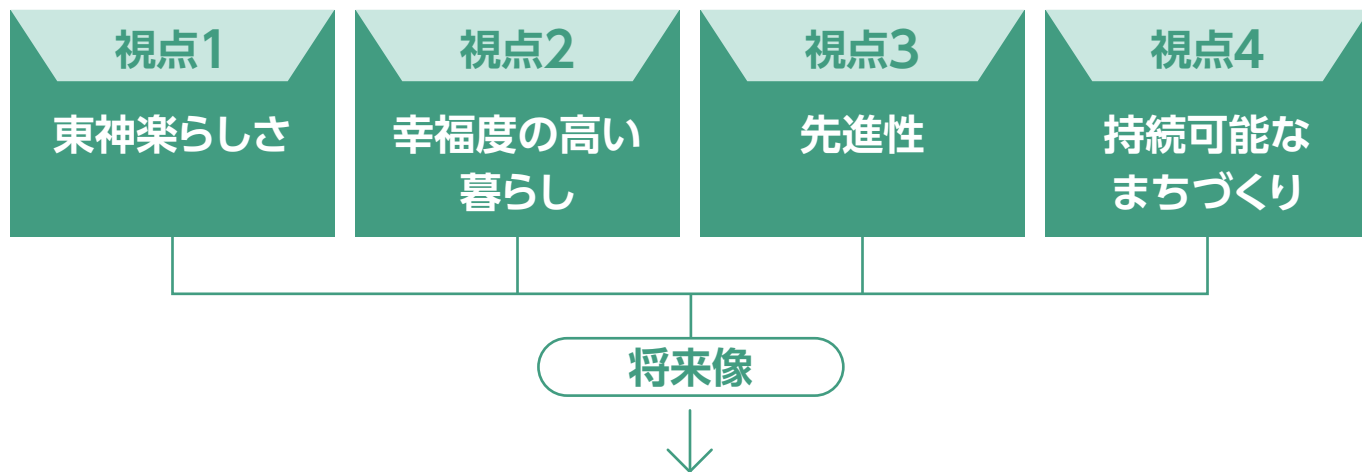
課題6

人口減少下でも持続可能なまちづくりに向けた、
さらなる協働体制の強化とコミュニティの活性化、
行政DXや情報発信などの行財政改革の推進



1. まちづくりの基本視点

序論を踏まえ、これからのまちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。



花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

2. 将来像実現のための基本目標

基本目標 1 生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり

基本目標 2 将来にわたって活力ある産業のまちづくり

基本目標 3 幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり

基本目標 4 花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり

基本目標 5 快適で便利な誰もが住みたいまちづくり

基本目標 6 つながりでつくり広げる顔の見えるまちづくり

1 生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり

(1) 子育て支援

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、地域における多様な子育て支援の充実を図ります。また、国における「幼児教育・保育の無償化」の適正な運用及び、「子ども誰でも通園制度^{*}」の導入を図ります。さらに、「こども家庭センター」を設置し、虐待通報や家庭養育困難世帯への対応などについて、関係機関と連携・協働体制の構築及び相談体制の強化を図ります。

(2) 高齢者支援

年齢を重ねても町民だれもが安心して元気に楽しく生活でき、住み慣れた地域の中でいきいきと暮らすことができる地域づくりを推進します。また、地域のあらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

(3) 障がい者支援

障がい(児)者が住み慣れた地域社会の中で暮らしていけるよう、障がい者福祉サービスや生活の場の充実に努めるとともに、就労の拡大、社会参加の促進や地域理解の促進を図るなど、地域ぐるみで障がい(児)者を支える環境づくりを推進します。

(4) 地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、福祉意識の高揚、相談体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係団体との連携強化のほか、町民同士のつながりや相互理解を深め、町民自らも様々な地域福祉課題に対して当事者として参加することで、身近な地域における福祉活動の活性化を促進します。

(5) 保健・健康づくり

町民一人一人が健康寿命を延ばし、若いうちから健全な生活習慣が確立できるよう、地域ぐるみの健康づくりの促進、先進的な予防・健康づくりの推進、保健サービスの充実を図ります。

(6) 医療・社会保障

町民が身近な医療機関で安心して医療を受けられる環境を整備するとともに、町外の医療機関などとの連携により、地域医療体制のさらなる充実化を図ります。また、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談体制の充実と、制度の周知徹底を実施するとともに、関係機関との連携のもと、低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、相談・指導体制を強化します。

^{*} こども誰でも通園制度：月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる通園給付制度

2 将来にわたって活力ある産業のまちづくり

(1) 農林業

農業については、大型圃場の再編整備やスマート農業の推進、地産地消・環境保全型農業の推進、収益性の高い品種の導入や生産コストの低減、経営感覚に優れた人材の育成、農畜産物の付加価値を高めるための加工体制の整備など経営基盤の強化を図ります。

また、林業については、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、長期的な視野に立ち、計画的な森林整備に努めます。

(2) 畜産

消費者にクリーンで良質な畜産物を安定的に供給し、畜産が地域の主力産業として持続的に発展できるよう、環境や家畜に優しい畜産経営を推進します。

(3) 商工業

商工会への支援、連携のもと、雇用の維持と事業継続に係る支援をはじめ、東神楽ブランドの育成、陸上養殖※魚を活用した特産品の開発など異業種交流や共同商品開発の支援、経営革新や後継者の育成などを図ります。また、各種融資制度の周知など既存企業・商店への支援とともに、商業施設の立地促進及び企業誘致を図ります。

(4) 観光

ひがしかぐら森林公園のリニューアル工事を引き続き進めるなど、「ひがしかぐら森林公園・森のゆ花神楽」などを核とする体験型・滞在型の観光施設の更新整備を実施するほか、「カムイミンタラDMO※」との広域的な連携のもと、観光情報を広く発信し、町の特性を生かした体験型・滞在型観光や新たな観光資源の発掘を民間と連携を図りながら推進します。



※ 陸上養殖：陸地において海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚などを養殖する手法

※ DMO：観光地域づくり法人。多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略策定や実施を行う法人

3 幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり

(1) 幼児教育

幼児一人一人の発達や特性に応じ、豊かな心と健やかな体を育むため、幼稚園や保育園・認定こども園における教育・保育環境の充実や幼・保の連携強化をはじめ、小学校との連携、幼児教育・保育施設給食費などの助成を行い保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 学校教育

将来の予測が難しい不確実な時代を生き抜くための力の育成と、自己肯定感が高く、地域の幸せや豊かさを感じることができる児童生徒の育成に向け、多様なニーズに対応できる教育環境の整備を推進します。

(3) 家庭・地域教育

家庭・地域・学校の連携協力、家庭・地域教育機能の向上に向け、子育てのための学習機会の提供や子育て支援グループの育成など家庭教育機能の向上を図ります。また、地域の教育機能とコミュニティ活動の中核を担う地区公民館との連携を深め、関係団体への支援を通じて地域教育機能の一層の充実を図ります。

(4) 生涯学習

町民一人一人が生涯にわたっていつでも、どこでも、だれでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、生涯学習施設の整備充実及び利活用を推進し、世代間交流の視点を踏まえた指導者の確保、大学と連携した「知のネットワーク」づくり、特色ある講座・教室の開催に努めます。

(5) 文化・芸術

文化連盟や文化芸術団体への支援、文化芸術にふれる機会の充実に努め、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進します。文化ホールの利活用を図るため、公演企画の検討を行う企画委員会を立ち上げ、町民のニーズに沿った事業開催や継続的な運営見直しを図ります。さらに、文化財の保護と活用を図るとともに郷土資料展示室の充実を図ります。

(6) スポーツ

すべての町民が生涯にわたってスポーツや健康づくりを行うことができるよう、スポーツ施設の充実化及び管理運営体制の充実を図るとともに、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ※への支援、年齢層に応じたスポーツの普及促進に努めます。

※ 総合型地域スポーツクラブ:こどもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

4 花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり

(1) 防災・減災・国土強靱化

町民が不安を感じることなく安心して安全な暮らしができるよう、防災情報の提供や避難訓練、ハザードマップ※の策定・活用による町民の自助意識・防災意識の向上を図ります。また、災害被害を最小に抑えるための防災・減災の取組の充実・強化、大規模災害発生時の社会経済活動の維持・継続などの国土強靱化に向けた防災インフラの整備を実施します。

(2) 消防

常備消防・救急体制の充実を図るとともに、地域における安全・安心の確保に向け、団員の確保など消防団の充実に努めます。また、広域的な連携対応など時代に即した各種消防施設の整備を図ります。

(3) 防犯・消費者保護・交通安全

町民の防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が起きにくい環境整備を推進し、犯罪被害防止に努めます。特に消費者保護の面では、関係機関との広域的な連携のもと、相談体制を充実し、消費者被害の発生防止や被害の拡大を防ぎます。さらに、交通事故ゼロのまちを目指し、関係団体と連携して町民の意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を図ります。

(4) ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンシティの実現に向け、経済的合理性を備えた省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及に向けた施策、環境保全に向けた施策など、持続可能な社会形成に向けた取組を総合的に推進します。

(5) 生活環境の保全

町民や事業者の環境保全に対する意識の高揚や自主的な活動の推進を図りながら、生活環境の維持・向上、公害・環境汚染の防止など、総合的な環境保全施策を推進するとともに、環境美化活動や不法投棄防止に取り組みます。また、ごみの減量化・分別の徹底・リサイクルの促進に関する啓発活動、し尿・浄化槽汚泥の適切かつ効率的な収集・処理に努めます。

(6) 花いっぱいのもちづくり

町民と連携のもと、花のまち景観づくり条例の理念に基づく活動をより一層推進し、花と緑にあふれる美しいまちづくりを行います。また、フラワーガーデンを中心とした交流事業や花いっぱいのもちづくりに関連するボランティア活動の支援を推進します。

※ ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図

5 快適で便利な誰もが住みたいまちづくり

(1) 土地利用・都市計画

本町の豊かな自然環境に配慮し、魅力ある快適な住環境を整備し地域の特性を生かしながら、調和のとれた土地利用を推進していきます。また、ゆとりと潤いのある生活環境と都市景観の保全を図るとともに、将来的には空港を生かした周辺地域の開発なども検討します。

(2) 道路・雪対策・河川

旭川東神楽道路における4車線化及び未着手区間の早期着手に向けて、関係機関に積極的に働きかけていくとともに、町道網の整備、橋梁の長寿命化などの維持管理及び道路の修繕を計画的、効率的に推進します。また、冬季の安全な交通を確保するため、効率的かつ効果的な除排雪を推進するとともに、除排雪体制を維持するための建設機械の更新や担い手の確保に向けた支援を行います。加えて、主要河川の整備の要請、町の管理する河川の整備・維持管理、水辺空間として河川敷の有効活用を図ります。

(3) 公共交通

民間路線バスの維持を図り、地域公共交通計画を策定し、町民ニーズに応じた町営のスクールバスや民間事業者と協働した実証実験を実施するよう努めます。また、空港を含めた2次交通※に対する広域的な地域公共交通確保対策を関係機関と共同して取り組みます。

(4) 住宅

多様な生活様式に応じた魅力ある住環境の実現に向け、公営住宅の適切な維持管理を図るとともに、市街地の整備と連動しながら、良好な住宅地の形成や既存住宅の耐震化・利活用の促進、省エネ化の促進に努めます。

(5) 公園・緑地・墓園

町民の憩いの場、こどもの遊び場の確保と防災機能の向上、緑あふれる快適な環境づくりに向け、身近な公園の整備、維持管理体制の充実を図ります。

東神楽町新墓園基本計画の方針に基づいた墓園整備を引き続き行うとともに、お墓の無縁化など、新たな課題解決に努めます。

(6) 上下水道

快適な町民生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、水道施設の整備充実を計画的に推進するとともに、水道事業の健全な運営に努めます。また、快適な居住環境づくりに向け、下水道の維持管理や合併処理浄化槽の設置・維持管理など地域特性に応じた適正な排水施設の整備を図ります。

※ 2次交通: 拠点となる空港や鉄道主要駅から観光地などの目的地までの交通

6 つながりでつくり広げる顔の見えるまちづくり

(1) 協働のまちづくり・コミュニティ

多様な町民参画の促進や、町民と行政の情報の共有を図ります。さらに、まちづくりに関する人材や組織の育成、ボランティア組織・NPO※など多様な町民団体との連携に努めます。また、(仮称)東神楽町地域自治推進条例の理念に基づく町民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、町民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、地区別まちづくり計画に基づく公民館施設の整備充実及び利活用、自治機能の向上を図ります。

(2) デジタルトランスフォーメーション(DX)※

行政サービスの向上と行政運営の効率化、町全体の活性化に向け、行政内部のデジタル化の一層の推進、多様な分野における情報サービスの提供を図ります。また、情報格差の是正に向けた対策や情報セキュリティ対策の強化を進め、誰もが安心して利用できる情報環境づくりに努めます。

(3) 交流促進

本町の地域資源・交流資源を生かした国内における地域間交流や移住・定住、雇用対策を継続するとともに、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるため、国際交流を推進します。

(4) 人権・男女共同参画

すべての人の人権が尊重され、自分らしく暮らせる町を実現するために、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。また、性別に関わらずすべての個人が、社会の対等な構成員として一人一人の個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を推進します。

(5) 行政運営

目まぐるしく変化する社会情勢に対応した適切な見直しや改善を伴う行政運営の推進、「選択と集中」や業務変革を図り、適正な定員管理、公共施設の運営、人材育成を通じて、社会変容に対応できる強い組織を目指します。また、行政運営の透明性向上により町民から信頼され、協働できる行政運営を推進します。町民の利便性の向上を図るため、周辺自治体などとの連携・交流を図り、連携中枢都市圏をはじめとした広域行政を推進します。

(6) 財政運営

受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の定期的な見直し、町税を含めた収納率の向上など自主財源の安定的確保とともに、経費全般についての見直しを行います。安易に単独事業を実施するのではなく、あらゆる可能性の補助事業及び交付税措置のある地方債を模索することにより経常経費の節減を図り、健全で計画的な財政運営を推進します。

※ NPO:民間非営利組織

※ デジタルトランスフォーメーション(DX):
情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。特に自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIなどの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこと

重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクトについて

将来像の実現のためには、基本目標に基づき、施策項目ごとの取組を総合的に推進していくことが必要ですが、ここでは、選択と集中の視点に立ち、前期基本計画の期間令和7年度(2025年)～令和10年度(2028年)の4年間)のまちづくりにおいて、分野横断的な対応などにより町一体となって特に重点的に取り組む「重点プロジェクト」を定めました。

これら「重点プロジェクト」に関連する施策については、前期基本計画の中に主要施策として重点的に盛り込むとともに、実行計画で具体的な事業化を進めていく中で、重点事業として抽出・設定し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していきます。



重点プロジェクト

第2章 重点プロジェクトの展開

重点プロジェクト 1 時代の潮流を捉えた持続可能なまちづくりプロジェクト

昨今の技術革新、地球温暖化や公務の担い手となる生産年齢人口の減少など、町を取り巻く環境は急激に変化しています。こうした時代の潮流を捉え、本町はこれまでも「書かない窓口※」や公共施設予約システムの導入、税金や各種料金のアプリ納付の実現をはじめ、デジタルトランスフォーメーションに積極的に取り組んできました。また、令和4年(2022年)3月には、「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところです。今後も本町が将来にわたって持続可能で、町民が幸せを実感できる町であり続けるため、デジタルトランスフォーメーションとゼロカーボンを積極的に推進します。

さらに、このような多様化・高度化する行政課題に対処するため、職員の資質向上に努めると同時に、デジタル専門人材、地域活性化起業人や地域おこし協力隊など、外部人材とも連携し、ノウハウや知見を取り入れます。

主な 施策・事業

- ・ゼロカーボンの推進による持続可能な社会の実現
- ・デジタル化による持続可能な行政運営のさらなる推進
- ・民間活力や外部人材の活用

重点プロジェクト 2 みんなでつくる地域共生社会プロジェクト

町民や地域団体による様々な地域づくりの活動は、まちづくりの足腰を支えるものとして、これまで極めて重要な役割を果たしてきました。今後も将来にわたって地域のつながりをつなぐものとし、各地区において地域特有の課題を解決していくため、(仮称)東神楽町地域自治推進条例の制定し、町民が主体的にまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに、「まちの駅」設置による地域内外との交流促進に向けた検討を進めます。

人口減少時代において、町民や地域団体と行政の協働はますます重要になっていくと考えられます。広報・広聴活動の充実を通じてより一層開かれたまちづくりを進めるとともに、「花のまち」ブランドに象徴される本町の特長や先駆的な取組を対外的にも発信し、交流人口や移住・定住増につなげていきます。

さらに、町内ではすでに高齢化も進行している中で、誰もが、いつまでも安心と生きがいを持てる、より住みよい地域共生社会を実現するため、引き続き若い世代からの先進的な予防・健康づくりの取組を推進するとともに、公共交通の見直しなども実施します。

主な 施策・事業

- ・多様な分野における参画・協働の促進
- ・より良い地区づくりの推進
- ・広報・広聴活動の充実
- ・町内外との交流活動の推進
- ・町内で運行する公共交通の検討
- ・スマートウェルネスシティの推進

※ 書かない窓口：窓口での申請書作成の際に、マイナンバーカードなどの本人確認書類から氏名・住所などの情報を読み取り自動転記することで、手書き負担を軽減するシステム

重点プロジェクト 3 未来をひらく子育てと教育のまちプロジェクト

これまで本町は子育て環境・こどもの教育環境の充実をリードする取組を進めてきました。その結果として昭和50年(1975年)～平成27年(2015年)にかけて40年間人口が増え続け、年少人口率は平成17年(2005年)以来道内1位の若く元気な町となっています。

他方で、令和2年(2020年)国勢調査では人口が減少に転じています。加えて、町の人口増の一因であった新規の大規模な宅地造成についても、今後は難しくなると考えられます。

しかし、新規宅地分譲が難しい中でも、未来につなげる「住まいの輪」促進事業※の継続をはじめ、中古住宅の流通促進を図ることで、引き続き住まいを確保し、移住定住を推進します。

こうした状況を踏まえながらも、引き続き次代を担うこどもたちが自分のよさや可能性を認識し、他者と協働しながら様々な困難を乗り越え自らの人生を切り拓くとともに、持続可能な社会の担い手となれるよう、ますますの子育て・教育環境の充実や、「生きる力」を育む教育の推進に取り組みます。加えて、不登校傾向にあるこども、特別な支援を要するこども、ヤングケアラー※など、様々な児童生徒一人一人のニーズにきめ細やかに対応します。

主な 施策・事業

- ・子育て支援のさらなる充実
- ・「生きる力」を育む教育の推進

- ・多様なニーズに対応した教育環境の整備
- ・良好な住宅ストックの形成

重点プロジェクト 4 暮らしを支える魅力ある産業創出プロジェクト

本町には、全国的にみても労働生産性の高い農業をはじめ、旭川家具としてブランド力のある家具製造など、様々な魅力ある産業があります。こうした既存産業の持続的な発展に向けた支援を引き続き行うとともに、地域に密着した新たな商品・サービスの開発や創業の支援、企業や商業施設の誘致を行うことで、町民生活の利便性の向上や、多様な働き方の実現を目指します。

また、空の玄関口である旭川空港が立地していることは、町にとって大きな地域資源の一つです。旭川空港への国内外の新規路線の拡大や、道路網をはじめとする空港周辺の広域的な交通体系の見直しなどの動向を注視しながら、空港を活かした地域のさらなる魅力向上に取り組めます。

主な 施策・事業

- ・地域に密着したサービス、特産品開発などへの支援
- ・企業の誘致、商業施設の立地促進
- ・空港周辺の再開発及び空港の誘客・利用促進

※ 未来につなげる「住まいの輪」促進事業：住宅のZEH・省エネ基準化工事、耐震改修工事、中古住宅の流通円滑化支援などを対象とした、本町の補助事業

※ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと

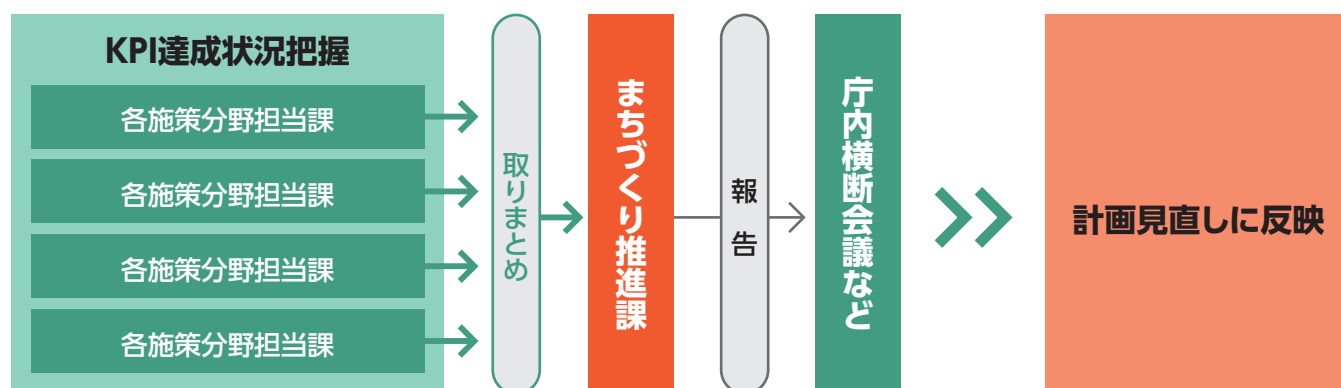
進捗管理

本計画で目指す将来像を着実に実現するため、本計画では前期・中期・後期の各最終年に見直しの機会を設けます。見直しの際には、計画事項が着実に実行されているかを評価した上で、改善のための方策を検討します。



第9次総合計画の見直し時期

本計画では、すべての施策分野において、令和10年度(2028年)を目標年度とするKPIを1つ以上設定しています。各KPIの達成状況はそれぞれの分野の担当課が把握し、事務局であるまちづくり推進課が取りまとめ、庁内横断会議などに報告します。報告結果は令和10年度(2028年)を想定している計画見直し作業に反映し、目標に届かない分野については原因を掘り下げ、改善方法を検討するものとしします。



本計画の進捗管理体制

ただし、昨今は社会の複雑性や不確実性が増大し、将来の予測が困難になっていることから、本計画策定時点では予期されていなかった事象が生じる可能性もあります。4年に1度の見直しのタイミング以外であっても、社会の変化や技術の革新などがあれば、町民にとって必要な施策を柔軟かつ迅速に実施するものとしします。

第9次東神楽町総合計画の施策体系

将来像

花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

重点プロジェクト

1

時代の潮流を捉えた
持続可能なまちづくり
プロジェクト

2

みんなで作る
地域共生社会
プロジェクト

3

未来をひらく
子育てと教育のまち
プロジェクト

4

暮らしを支える
魅力ある産業創出
プロジェクト

基本目標

1

暮らせるまちづくり
生きがいをもって健やかに

基本目標

2

将来にわたって活力ある
産業のまちづくり

基本目標

3

幸せな未来をつくる
心豊かな人を育むまちづくり

基本目標

4

花と緑に囲まれた美しく
安全・安心なまちづくり

基本目標

5

快適で便利な誰もが
住みたいまちづくり

基本目標

6

つながりでつくり広げる
顔の見えるまちづくり

- (1)子育て支援
- (2)高齢者支援
- (3)障がい者支援
- (4)地域福祉
- (5)保健・健康づくり
- (6)医療・社会保障

- (1)農林業
- (2)畜産
- (3)商工業
- (4)観光
- (1)幼児教育
- (2)学校教育
- (3)家庭・地域教育
- (4)生涯学習
- (5)文化・芸術
- (6)スポーツ

- (1)防火・減災・国土強靱化
- (2)消防
- (3)防犯・消費者保護・交通安全
- (4)ゼロカーボンシティ
- (5)生活環境の保全
- (6)花いっぱいのもちづくり

- (1)土地利用・都市計画
- (2)道路・雪対策・河川
- (3)公共交通
- (4)住宅
- (5)公園・緑地・墓園
- (6)上下水道

- (1)協働のまちづくり・コミュニティ
- (2)デジタルトランスフォーメーション(DX)
- (3)交通促進
- (4)人権・男女共同参画
- (5)行政運営
- (6)財政運営

第9次 東神楽町総合計画

概要版

発行日 令和7年3月

発行 東神楽町まちづくり推進課

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
(TEL)0166-83-2111 (FAX)0166-83-4180